

福岡

地域福祉活動職員の

ま
な

こ

社協活動前進のために

No.42 1997年9月発行 福岡県地域福祉活動職員連絡会 まなこ編集委員会 印刷 コロニー印刷



はじめに
今回は、介護保険を考えた時に社協にはどういう課題がつきつけられるいるのかという立場から、三つの柱を立ててみなさんにお話したいと思います。まず、介護保険自体が抱えている問題、それに伴つて社協では介護保険がらみでどんなことが問題になつてくるのか、さらに介護保険は社協だけではなく今日の社会保障体制を突き動かす側面をもつていて、その中で社協が選択する道、二十一世紀にむけてどうすれば生き残れるか、発展できるかという話をさせていただきたいと思います。

例えれば最初に問題になるのは介護保険に入れてもらえないという問題です。今のシステムでいきますと一号被保険者という六五歳以上の方は年金から、四〇歳から六四歳の方は健康保険からつていますが、中には無保険者、無年金者がいてそういう人は保険にかからなくなることになります。それから生活保護になりますとほとんど税金からの持ち出しとなり、国保の赤字に似たよう

特集 「介護保険制度と社会福祉協議会」

「介護保険制度」が施行された場合、社協にとってどのような影響を及ぼすのか現段階においてそのことをできる限り明確にし、その対策等を講じる必要があります。
去る七月三十日に市町村社協会長・事務局長研修会において、大阪府立大学牧里教授から講演いただいたものを最初に掲載し、その後に県社協職員により課題整理等を行いました。

「介護保険制度と 社会福祉協議会」

大阪府立大学
教授 牧里 毎治 氏

(1) 公的介護保険化における想定課題
未加入者、非加入者と保険財政

第一は保険財政という課題です。被保険者から保険料を取つて、それをもとに給付する、その收支バランスがうまくいかないと制度としては潰れてしまします。皆さんご存じの国民健康保険は保険料がなかなかとれずに赤字を抱えて、一般財源から補填をしないと維持できない、保険の体をなしていよいよことがあります。保険制度は意味がないのです。介護保険も実は同じ様な構造を持ちかねないところがあります。

サービス給付の市町村格差

第二には給付の問題があります。一つには市町村格差がずいぶん出てくるだろうということです。年金と保険では少し違うと思いますが、基本的には同じで、高所得者がたくさんいる市町村とそうでない市町村では税率、保険料収入が違います。当然、財源が豊かですといろんなサービス給付が豊かになります。逆に少ない給付も厳しくなります。

給付をめぐる課題

第三には給付機関の問題ですが、介護

な傾向になります。

二つ目に低所得者にきつい保険料であることが言えます。六五歳以上ですと三万円以上の年金をもらう人から保険料を徴収することになつてします。所得の多い人にとってはそうでもないのかも知れませんが、所得の低い人にとっては相対的に重い負担となります。

三つ目には、保険料の徴収がうまくいかないとか、保険額が少ないと、それだけ介護保険の保険料が少ないです

からそこで過不足が生じます。それで都道府県単位の財政安定化基金というものが考えられているのですが、ところがこれも保険料でとれなかつた分を全額補填するのではなく、不足額の半分までとなっています。半分は結局自治体で負担をしなければいけません。さらに、その安定化基金の拠出金は国と都道府県と市町村とで必ず二つの負担となります。

護の水増し請求をする、あるいは詰め込み介護をしてサービスの水準が低下することが考えられます。これは市場原理で採算主義ですから今の医療と同じことが起こりうるということは十分予測しておかなくてはいけないと思います。給付そのものをめぐる問題では、障害者、慢性疾患者が制度から排除されています。介護保険というとすべての問題が解決されるように思われがちですが、実はそうではないのです。高齢者のニーズも介護にかかる部分を介護保険がカバーするだけであって、非介護ニーズは従来どおりやらないであります。

それから介護認定でそれぞれの給付額が決まってきますが、それを超えた場合どうなるかというと自己負担になります。今までは、サービスを受けていないくて上乗せする分については本人も納得して支払っていました。しかし、例えこれまでデイケアを三回受けていたのが介護認定で二回しか認められなかつた、どうしても三回行きたいとなればそれは自費で行きなさいといふことになると、自己負担が増えることになります。こういうように障害認定されないことも増えてくると思います。

見えにくい介護認定システム

給付をめぐる問題としては以上のようにことが想定されますが、結局、介護認定のシステムがポイントとなつてきます。それが第四の問題です。どう

いう問題があるかというと、まず要介護認定の差が考えられます。介護認定することになつてますが、本人が希望しているものと審査会が決定したサービスに、くい違いがでると当然苦情がでます。保険から脱会と文句をいう人もでてくるかもしれません。それから認定をする場合に、施設で行うのと在宅で行うのとでは認定が違つてくると思います。施設では依存度が低く自立できいても、家ではできないといふように場所によつても認定の違いが出てくると思います。また、痴呆性の場合には度合いによつてかなり手間がかかりますから、いつ認定するか、どういう状態でするかで随分違います。

そして一回認定すると簡単には変えられない、目安は三ヶ月から六ヶ月となっていますが、老人の場合にはどんどん状態が変わつてきます。

二つ目には、認定作業については三

十日以内に判定を出すことになつてい

ますか、これができるかどうかといふ

疑問があります。おとなしい家族だつ

たらいいけれども、家族にあれこれ言

われて審査会で議論してもめたら本当

に三十日でできるのでしょうか。保険

給付は申請の日まで遡つてしまふけれ

ども、決定しないことにはできません。

どうしてそういうことになるかといふ

と、基準や認定にあいまいさが残つて

いるからです。審査会の合議制といふ

問題も残っています。

サービス供給組織の過当競争

第五は、供給の問題です。

今まで、福祉のサービスは社会福祉法人が独占的に提供していましたが、これからは農協でも生協でも企業でもいい、法人でなくとも住民参加型在宅福祉サービスなども一定の水準を保つていて、市町村が認定して委託契約をして、介護保険報酬の支払い対象にしていいとなつています。そういうことになりますと、社協に頼んでも事務費だんだとお金ばかりかかるし、仕事は朝九時から夕方五時で終わる、それよりも企業に頼めばお金もかからず起つてきます。するとどういうことがなつてきます。するをいいと、「金の切れ目が介護の切れ目」で、独立採算をするためできるだけ手のかからない人で、判定では重い介護認定された人を選ぶ

三つ目には介護認定審査会に公平性が保てるのかという問題があります。今回の案からいくと A.D.L. に偏りすぎてい、家族はどうするか、近所の人がどうかわかるかということがあまり評価されていません。もう一つは、社協が認定に関われるかどうかということです。それぞれの社協が医師を抱えるとか保健婦を雇うとなれば別ですが、認定が A.D.L. に偏つていて、医療機関優先だといつてもいいと思いません。この辺を考えておかないとけないのではないかと思います。

サービス供給組織の過当競争に申し立てしますけれども、そこでどうまくいかないとすると行政訴訟法に基づいて知事あるいは市町村を訴えることになります。しかし、そういうことが皆さんできるでしょうか。アメリカのように訴訟の多い国とは違うのです。権利保障というけれども、本当にそれをしているかどうかというのはかつこ付きだと思います。

もう一つは介護保険一般論として、皆保険にすれば権利としてのサービスを請求しやすくなるという側面があると言われています。確かに今までの措置サービスはお上のお世話になるといふ感じがあつて申請にくつた、今度は保険料を払うからちゃんとしてくだけでもこれは私はかつこ付きだと思います。介護認定に時間がかかりすぎます。介護認定に時間がかかりすぎたとしても、家ではできないといふように場所によつても認定の違いが出でてくると思います。また、痴呆性の場合は度合いによつてかなり手間がかかりますから、いつ認定するか、どういう状態でするかで随分違います。

そして一回認定すると簡単には変えられない、目安は三ヶ月から六ヶ月となつてますが、老人の場合にはどんどん状態が変わつてきます。

二つ目には、認定作業については三

十日以内に判定を出すことになつてい

ますか、これができるかどうかといふ

疑問があります。おとなしい家族だつ

たらいいけれども、家族にあれこれ言

われて審査会で議論してもめたら本当

に三十日でできるのでしょうか。保険

給付は申請の日まで遡つてしまふけれ

ども、決定しないことにはできません。

どうしてそういうことになるかといふ

と、基準や認定にあいまいさが残つて

いるからです。審査会の合議制といふ

問題も残っています。

今の段階で何型社協と分けるのは良

(2) 介護保険化における社協の課題

社協の選別化とサービス機閑化

では介護保険において社協にどうい

う問題が突きつけられているかといふ

と、まず社協の選別化、介護保険サー

ビスに積極的に取り組む社協とそうでない社協の選別化という問題がおこつ

くするためには四つのタイプに分けてみました。いわゆる全社協が言つてゐる①事業型社協、兵庫県社協が言つてゐる②総合型社協、地区の組織化、ボランティアのお世話はするけれども、サービスの提供はやらないと、いう③自治型社協、それからこれが一番多いと思ひますが、上が言うからとあります。でもやろうという④下請型社協、この四つに分けられるのではないかと思います。どれが良いとは言いづらいところがありますが、とりあえず介護保険が入ることによつていろんなタイプができるだらうと思います。それから、ホームページやデイサービス事業などの委託替え、他の企業にやつてもらおうといふことも起こつてくる可能性があります。それで一番恐いのはそういう委託事業にともなつて他の助成金も削られることです。お金の流れが変わつてしまふ、これは相当注意しておかなければいけないところだと思います。

議会議長の役割は大きいと思います。
保険対象サービスに附加するサービス
ス、例えばボランティアサービスや小
地域ネットワークなどというものはも
つと充実させる必要があると思います。
そこに社協と他の機関との違いがある
のです。しかし、こういうものに行政
の評価は厳しいです。社協の命は、地
域を耕して、ボランティア地域組織を
作ることにあつてその上に介護保険サ
ービスが乗るというのであれば良いの
ですけれども、このあたりはなかなか
厳しくてだんだんやせ細っていくので
はないかという危機感を感じています。

介護認定等、介護サービス周辺問題 への対応

介護サービスにかかる問題でいきますと、例えば今回全社協が言つている事業型社協というのは、あれはあれでよく考えた生き残り戦略だと思います。そのポイントは社協が今までやつてきた在宅サービスを介護保険になつて、そのための給付金がきちんと支払われているのか、認定に問題がないか、訴えるところはあるけれども気軽に相談にいけるところがあるのか、こういったのをどこがやるのかというと社協がやるしかないのです。

組織・事務局の課題

社協における課題の四つ目として組織・事務局という側面から見た課題に、会員会費制度の危機ということがあります。相当の努力をしないと独自事業ができませんし、様々な契約もやらなければならぬ。矛盾は何かということは、社協の会員会費システムにあります。賛助会員というのは寄付という性格が強いことがあります。会費を払えば特

典があるというものではない。社協はそういう組織の組立になつていますから、基本的にはボランティア組織だと言えます。事業をやる組織になつてないのに、事業体として運営するところに矛盾があるわけです。

ところが事業をやるというのは事業体としての会員とか事業体としての理事会ということで、動いているということになるのです。いわゆる協議体が事業を展開するという異質なものを持つにして運営していくことに無理があるのです。それが会費の問題として出てくるわけです。福祉公社も財団法人ですが、会員組織にしてほしいという条項が入っています。住民にしてみたら贊助会費とか普通の会費とか区別のがつかない中で、福祉公社の場合はヘルプサービスの中で会費の見返りが返ってくる、社協は贊助会費なので返つてこない、こういう混乱が起きてくるのではないかと思います。

二つ目には皆さんに苦言を呈することになるかと思いますが、名誉職の理事はやめる、理事をあて職制の理事や働かない人は解任する、そういうことをやらないといけないと思います。介護保険に関わる事業をやろうと思つたら、赤字は理事が自分の財産から補填をするというくらいの理事体制も場合によつては考えないといけないといえます。会社が潰れたら会社の役員が借金を払いますけれども、それと同じ考え方です。あるいは理事を公募する、事

業経営感覚をもつた人を募集して運営していくことも必要かと思います。これからは競争相手として企業も入ってくわけですから、企業経営で太刀打ちでくる人を入れて迎え撃つ体制をとらないと介護保険サービスがやりにくいのではないか。

それから社協が大きくなりますと、社協のアイデンティティの保持、社協は精銳部隊化を考えないといけません。ところがいい社協マンというのはヘッドハンティングされたり引き抜かれたりします。社協は他の職場と違う、給料に代えられない仕事をさせてくれる、そういう魅力のある職場にしていかないと人は集まつてこないので。

(3) 二十一世紀にむけた社協の選択

地域特性を睨んだ社協路線

結局は地域の事情というのがありますし、そこで出来上がった人間関係や、自治体との関係などいろいろありますので地域に合わせた社協の在り方を選択してもらわないといけないのでですが、それは言つても分かりづらいので三点にわけてお話ししたいと思います。

規制緩和でいろんな団体が出てきています。これまで基本的には一市町村に一つの社協もありましたから、それで行政と話をつけて事業をやつていま

した。医療法人などは市町村など関係なくやっています。いくつかの社協が共同で事業をやるとか、ヘルパーの精銳軍団を作つて隣の町に乗り込んでそこから保険請求をするということもあります。私の住んでいる市の社協では委託事業を何もやっていません。ただし福祉公社にもデイサービスにも施設にも少しずつ関わっています。どうしてい方法もあります。特定の在宅サービスだけを独占するケース、例えばホームヘルプだけを独占するとか、デイサービスだけをする、これは可能性があるかもしれません。

なぜ独占ということにこだわるかと云ふと、社協というのはニーズを把握することができるし、またしなくてはいけない、それからサービスを提供するということができるし、またしなくてはいけない、それからサービスを総合調整するという介護保険にないいろんなサービスを今までやつてきていて利用者にとって総合的なことができるはずなのです。そこを失つてしまつたら社協としての事業の関わり方に意味がないのではないか、調査、広報、組織化という基本的な機能を活かせることを常に考えないといけないのではないかと思います。地域につながつてないといふことは住民につながつてゐる立場にあるわけです。それを活かさなければ他の機関と変わらないことになります。

都市型社協の機能分化サバイバル戦略

大都市の場合は、事業型でも自治型

でもいいから何か一つ機能を分化することで生き残ることができると思います。私の住んでいる市の社協では委託事業を何もやっていません。ただし福祉公社にもデイサービスにも施設にも少しずつ関わっています。どうしてい方法もあります。特定の在宅サービスだけを独占するケース、例えばホームヘルプだけを独占するとか、デイサービスだけをする、これは可能性があるかもしれません。

なぜ独占ということにこだわるかと云ふと、社協というのはニーズを把握するということができるし、またしなくてはいけない、それからサービスを提供するという介護保険にないいろんなサービスを今までやつてきていて利用者にとって総合的なことができるはずなのです。そこを失つてしまつたら社協としての事業の関わり方に意味がないのではないか、調査、広報、組織化という基本的な機能を活かせることを常に考えないといけないのではないかと思います。地域につながつてないといふことは住民につながつてゐる立場にあるわけです。それを活かさなければ他の機関と変わらないことになります。

社協という組織特性を活かす視点

では社協らしさを活かすにはどうすればいいかということについてお話し

合対応するということです。行政の補助サービスであろうと介護保険であろうと独自サービスであろうと社協といふのは総合的に利益にこだえる組織なことです。その地域でおきている問題は何かということをきちんとつかむのは、まず社協です。行政や他の団体にやつてもらうとしても、その縁を描くのは社協で、市町村に一つというものはそういう意味であると思います。

二つめには住民密着です。社会福祉施設や病院も結構地域に入り込んでいるところが増えてきました。そうやって地域組織が進んでいますから社協も、要するにいろんなことを総合化していこうということです。私のいう総合型社協というのは兵庫県社協がいつているのと少し違うと思いますけれども、要するにいろんなことを総合化していこうということです。財団法人をやりながら社協もやる、その時に事業をやるときには福祉公社という側面で運動をやるときには社協という側面でダブル法人でやるという方法はどうでしょうか。ポートフォリオ法人というのは事業体毎に法人を別にして、事業がだめになつたらその法人をたたんでしまうというようにいくつかの法人を用意する、いろんなことが考えられます。そういうことも考えていかないと都市型の社協の生き残りは実際には難しいのではないかと思います。

性をうまく社協がつかみきれています。ところが今のところその公共性をつかみやすい有利な立場にいます。ところが今のところその公共性をつかみやすい有利な立場に離れて適当にくついているという

のが社協らしさではないかと思います。

四つ目は専門家と素人の集まりだと

体も入ってきますし、かと思えば遺族会など受益者団体も入ってきます。いろんなつながりがあつて、ネットワー

クができる、そういうところをもつと活かす必要があるのでないかと思います。今の社協はまだ医療とのつながりが弱いですし、企業関係、働いている人を巻き込んでいないという弱さがあると思います。この辺をネットワーク改革として意識的に取り組んでいく必要があります。

五番目の特性として全国展開ができるということがあげられます。全国三〇〇の社協が手をつなげるわけです。これはなかなか他の団体ではできません。ここもうまく考えないとけない点です。

(4) おわりに

資金の問題として、今まで役所からの補助金としておりてくるお金が多かったわけですが、介護保険のように直接には市町村からこないというものが出てきます。独自財源の必要性についてはみなさん議論されていると思いますが、独自財源を作ると役所からは補助金を減らすと言われたりと、なかなか難しい問題もあります。いろんな財団から資金を集めなど、保険収入以外にできるだけ多元化した資金を確保することが大きな目標になると思います。市町村社協間競争、これは大分県の一品ではありませんが、うちはこれができる、これは負けないといふようなものを一つだけでいいから特徴を出していくことも市町村社協には必要ではないでしょうか。

ホームヘルプ サービスの変容

「人件費補助方式」から「事業費補助方式」への移行・介護保険導入を控えて、

福岡県社会福祉協議会

地域課 勝野耕太郎

介護保険法案は、一九九七年六月十八日に閉会した第一四〇回通常国会で

審議され、衆議院で可決されたが、参議院で次期国会への継続審議となりました。九月二十八日から第一四一回臨時国会が始まり、参議院での審議に入ろうとしています。

県内の市町村社協でも早朝・夜間サ

ーピスへの展開、巡回型サービスの展開、三六五日対応への展開、コストシステムヘループサービス事業の事業費補助方式の取り扱いについて「(老計第一〇一号 平成九年七月二十五日)が厚生省から出され、その説明の中では介護保険制度への移行を展望し、現行の「人件費補助方式」に加えサービスの供給量に応じた「事業費補助方式」への変更についての説明がなされています。

一九九七年度は事業費補助方式への変更初年度であることから、経過的な措置として、事業費補助方式への変更是最低一ヶ月から実施することとなつており、県老人福祉課と市町村行政

との間で九月に行われた協議においては、数市町村が本年度の事業費補助方式への移行を積極的に検討している状況です。

この事業費補助方式における補助基準単価は、一九九七年度の滞在型身体介護中心業務が二、八六〇円／一時間、滞在型家事援助中心業務が二、一〇〇円／一時間となっています。しかし、一九九八年度の単価は厚生省から大蔵省に要求された一九九八年度概算要求によると、滞在型身体介護中心業務が二、八九〇円／一時間、滞在型家事援助中心業務が一、七九〇円／一時間と

家事援助中心業務の基準単価が三一〇円もの減額要求となっています。この家事援助中心業務の基準額は一九九九年度にはさらに減額される見込みです。この状況を踏まえ、一九九八年度からほぼ全面的に移行されるであろう事業費補助方式に備え、社協としてはこの基準額を参考に一九九八年度のコストシミュレーションを行う必要があります。コストシミュレーションを行うにあたっては、滞在型の三〇分未満の移動時間は対象外となること、ケース会議・ヘルパー会議・研修等の時間についても直接補助対象とならないこと、安否確認のみも補助対象とならないこと、主任ホームヘルパーについても調整チームの参加時間や連絡調整時間も補助対象にならないこと等を踏まえ、十分な検討を重ねる必要があります。

また、行政や在宅介護支援センターとの密接な連携をとおして特別養護老人ホームや老人保健施設の待機者の把握や、地域の高齢者が入院したときからのアプローチ等積極的にホームヘルプサービス利用への働きかけを行うことも、一つの方策だと言えます。

このココストシミュレーションの結果を踏まえ市町村行政との協議を十分に行ながっていきます。これまでの行政委託の考え方であつた予算執行型管理運営から迅速且つ的確な経営判断へのシフトを迫られることになります。事業主体として独立採算で事業を成り立たせることが求められます。そのためには会計管理の改善、日々の事業収支(出来高)の管理方法、単年度の予算消化から、事業展開に適した資産管理と執行方法、月毎の介護報酬請求事務と収納事務の発生、運営財源の調達方法の開拓、職員管理の改善、計画的な職員採用、社会福祉士、介護福祉士等の資格取得奨励、社会保険労務士、会計士、税理士、弁護士などとの契約等が必要となってくること等々が考えられます。

以上のような点に加え、これまで協が住民とともに作り上げてきた地域組織化の機能を駆使し、利用者の発掘、サービスへアクセスしていく体制を整備していくことも検討していく必要があります。

踏まえ市町村行政との協議を十分に行なうことが重要です。

この事業費補助方式移行への対策につながっていきます。これまでの行政委託の考え方であつた予算執行型管理運

助基準額の差に見られるとおり、経営面からみれば家事援助中心業務から身体介護中心業務サービスへの転換を図つていかなくてはなりません。「二四時間巡回型」サービスや早朝・夜間サービスも含む派遣時間の柔軟な対応が喫緊の課題であると言えます。飯塚市が既に二カ所に設置しているホームヘルパー・ステーションなど、地域性に合わせたサービス提供体制の改善も必要となります。

これらの点を踏まえながら、社協内に「介護保険対策検討委員会」といったものを設置し、二〇〇〇年の介護保険導入に向けての方針と具体的な事業改善計画を立案し、具体化していく取り組みを始めていかなくてはならないと考えられます。

次に介護支援専門員に関するこ^トについてですが、事業費補助方式への移行にあたっては事前にサービスの内容と所用時間及び派遣日程を定めた個別援助計画の作成が前提となつており、これは行政が行うべき事務です。委託費は補助対象とはなりませんが市町村が社協や在宅介護支援センターに委託することは可能となつています。この個別援助計画を作成する力量が主任ヘルパーやコーディネーターにも求められており、福岡県ホームヘルパー連絡会の研修会においても、積極的に援助計画作成能力を高めていく研修を行っています。

このことが介護支援専門員業務の実

績につながっていくことになると考えられます。当初の厚生省の計画では十二月に試験を行い、一月から講習を始めることがとなつてきましたが、福岡県においては、今のところ試験に関する予算措置がなされておらず、本年度の実施は見送られそうな状況です。この

介護支援専門員資格試験の受験資格は、当初社会福祉士、介護福祉士、保健婦、看護婦、医師、理学療法士、作業療法士、薬剤師、歯科医師等の国家資格を有する者とされていましたが、保健医療福祉分野で、合計五年以上の実務経験を有する者まで対象が広げられていく方向となつています。高齢者介護サービスの展開の中で社協が一定の位置を確保していくためには、この介護支援専門員の資格取得と居宅介護支援事業者としての指定が要件となります。

「社協イメージ調査」について

記述式回答で特に参考と思われる分を事務局（県社協・近藤）により抽出しました。

調査研究委員会では、日頃から関わりのある方等から社会福祉協議会が日頃、どのように思われ認識されているかを把握するため、調査を実施しました。

平成八年から準備にとりかかり、平成九年三月に調査を実施し、四月から六月に集計を終了、七月以降から分析を始め、現在は報告書を作成中です。詳細につきましては、その報告書をみていただきたいと思いますが、その前等を含めて簡単に概略のみ紹介いたします。

三、設問項目（）内は回答の方法

問1 「社会福祉協議会」の事務所は入りやすいですか（選択式）
問2 「社会福祉協議会」は、何をしているところでしようか。（記述式）

問3 「社会福祉協議会」は、どういう組織だと思われますか（選択式）
問4 「社会福祉協議会」と「福祉事務所」「役場福祉課」との違いはどうなんですか（記述式）

問5 「社会福祉協議会」は、地域に根ざいた活動ができるていると思いますか（選択式）
問6 「社会福祉協議会」は本來、どんなことをするところだとお考えですか（選択式）
問7 「社会福祉協議会」が発行している広報誌（「社協だより」など）を読んだことはありますか（選択式）

